

# 介護老人福祉施設 重要事項説明書

事業者  
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会  
特別養護老人ホーム いけだの里

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(介護保険事業所番号1990100610)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3・要介護4・要介護5」と認定された方が対象となります。要介護1又は2の方でも、老人福祉施設以外での生活が著しく困難と認められる場合は、特例的に施設入居が認められます。

### (1) 施設経営法人

- |         |   |
|---------|---|
| ① 法人名   | 社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会   |
| ② 法人所在地 | 山梨県甲府市若松町6番地35号   |
| ③ 電話番号  | 055-223-8100  |
| ④ 代表者氏名 | 理事長 平田 理  |
| ⑤ 設立年月  | 平成17年4月   |
| ⑥ 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者福祉事業</li><li>・ 障がい福祉事業</li></ul> |

(2) ご利用事業所

- ① 事業所の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ② 事業所の目的 「要介護3・要介護4・要介護5」と認定された方が、小規模なユニットで構成される居住スペースにおいて、これまでの在宅生活と同じよう、生活が継続できるよう、施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、介護などの日常生活のお世話、機能訓練、栄養状態を含む健康管理及び療養上のサービスを利用しながら在宅復帰を目指す介護福祉施設です。
- ③ 事業所の名称 特別養護老人ホーム いけだの里
- ④ 事業所の所在地 山梨県甲府市下飯田1丁目2番地17号
- ⑤ 電話番号 055-236-3530
- ⑥ 管理者氏名 施設長 望月 真奈三
- ⑦ 当事業所の運営方針 入居した皆様の意思決定を尊重し、一人ひとりの心身の状況を踏まえた生活全般にわたる援助で、普通の日常生活を営むことができるようにします。そのために、必要な関係機関と連携を図りながら、総合的なサービス提供に努め、身体機能の維持向上を図り、在宅復帰を目指します。
- ⑧ 開設年月日 平成30年3月31日
- ⑨ 入居定員 29名
- ⑩ 居室の概要  
居室の概要 当事業所は全室個室のユニット型です。

ユニット名	室数	備考
1. 花みずき一丁目	9室	各居室にトイレ・洗面台あり 入居者の1人当たりの床面積 14.56平方メートル
2. 花みずき二丁目	10室	
3. 花みずき三丁目	10室	
合計	29室	
食堂	3室	各ユニットに1室
浴室	4室	各ユニットに1室 大浴室(2階)
医務室	1室	2階

※居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとしします。

⑪ 職員配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員配置については、指定基準を遵守しています。

	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
1 施設長		1			
2 事務員		1			
3 介護支援専門員		1			
4 生活相談員		1			
5 医師			2		
6 栄養士		1			
7 看護職員	1	1	1		
8 機能訓練指導員		1			
9 介護職員	17		2		

※重要事項説明書の説明後、上記の職員配置状況が指定基準を下回らない範囲で増減する場合があります。

〈主な職員勤務体制〉

職種	勤務体制
1 医師	月4回
2 介護職員	標準的な勤務時間 早番： 6：45～15：45 日勤： 10：00～19：00 遅番： 13：15～22：15 夜勤： 22：00～7：00
3 看護職員	標準的な勤務時間 日勤： 8：30～17：30
4 機能訓練指導員	日勤： 8：30～17：30

(3) 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用料金が介護保険から給付される場合</li><li>・ 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li></ul> |
|--|

があります。

① 介護保険給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

サービスの概要 (契約書第2条第3項)

施設の介護支援専門員が、相談員、介護職、看護職、管理栄養士、医師とサービス提供会議を開き心身の状況を評価検討して施設サービス計画を作成します。施設サービス計画作成にあたっては、ご契約者、家族の意見希望も最大限取り入れます。この施設サービス計画は、適時見直しをします。また、施設サービス計画はご契約者、家族の確認をいただきます。

(食事)

- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

※好きな時間に食事をとっていただくことを原則とします。

(入浴)

- ・ 入浴または清拭を最低週2回以上行います。基本的には希望の日、希望の時間で入浴できます。
- ・ 寝たきりでもリフト浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 職員が1対1で介助させていただきます。

(排泄)

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- 機能訓練
- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を生活動作の中で行います。

(健康管理)

- ・ 医師や看護師が健康管理を行います。
- その他自立への支援
- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
  - ・ 当法人の基本ケアを取り入れ、生活動作の中でリハビリを行います。

- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ② サービス利用料金（1日あたり）（契約書第5条参照）
- ・ 介護保険の給付対象となるサービス  
 ※別紙参照  
 サービス費自己負担額が1割負担の方は、9割が介護保険から給付されます  
 サービス費自己負担額が2割負担の方は、8割が介護保険から給付されます  
 サービス費自己負担額が3割負担の方は、7割が介護保険から給付されます。  
 ※介護保険負担割合証にて確認させていただきます。
- ・ 介護保険の給付対象とならないサービス  
 以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ・ 特別な食事（酒を含みます）  
 ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。  
 利用料金：要した費用の実費  
 施設で提供する以外の食事をとった時の食事代実費は、直接お支払いいただきます。
- ・ 理容・美容サービス  
 理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。  
 利用料金：要した費用の実費は直接お支払いいただきます
- ・ 売店・自動販売機  
 ご契約者の希望により売店・自動販売機をご利用いただけます。  
 利用料金：要した費用の実費は直接お支払いいただきます。
- ・ 貴重品の管理  
 ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。
  - 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金
  - お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑  
 ※要相談（有価証券・年金証書等の金品）
  - 保管管理者：施設長
 〈出納方法:手続の概要は以下の通り〉
  - 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出します。
  - 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを援助します。
  - 保管管理者は通帳の写しをご契約者へ交付します。
- ・ レクリエーション・クラブ活動  
 ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくこと

ができます。(材料代等の実費をいただくことがあります。)

- ・ 複写物の交付  
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には申し出てください。
- ・ 電化製品使用時にかかる電気代  
テレビ、冷蔵庫、加湿器、電気毛布（掛け・敷き）など  
利用料金の支払方法:毎月の利用料金・費用とともにご請求いたしますので、同様にお支払いください。
- ・ 日常生活上必要となる諸費用実費  
日常生活上の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例

- 身の回り品（歯ブラシや化粧品等）
- 医療材料費（日常的に個別にかかるもの）
- 介護用品（希望により特別にかかるもの）
- 健康上必要で個別に特別にかかる食事
- 健康管理（インフルエンザ予防接種費用等）
- 居室で使用されるカーテンや暖簾、敷物類の防災加工費
- ・ ご契約者様が、事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当の代価をお支払いいただきます。
- ・ 契約書第19条に定める所定の料金  
ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金（1日あたり2,000円）

#### (4) 利用料金お支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月27日に（27日が土日祝祭日の場合は翌平日）に以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ① 口座から引き落とし
- ② 銀行振込

※その他要相談にて支払い方法が決定することがあります。

#### (5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者、ご家族の希望により、次の協力医療機関において診療、入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的診療、入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものではありません。)

① 嘱託医医療機関

- ・ 公益社団法人 山梨勤労者医療協会 甲府共立診療所  
住所：山梨県甲府市宝1丁目10-5
- ・ おさだクリニック  
住所：山梨県甲府市下飯田2丁目4番地6号

② 協力医療機関

- ・ 公益社団法人 山梨勤労者医療協会 甲府共立病院  
住所：山梨県甲府市宝1丁目9番地1号
- ・ 公益社団法人 山梨勤労者医療協会 共立歯科センター  
住所：甲府市丸の内2丁目9番地18号

(6) 事業所を退居していただく場合（契約の終了）（契約書第13条）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

- ・ 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合  
※要介護1、要介護2と判定された場合も含まれます。
- ・ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・ 事業所の損失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ ご契約者からの退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ・ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)

(7) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合は、即時に契約を解約・解除し、事業所から退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合



- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(8) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月を超えて、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(9) 契約者が入院された場合の対応について

当事業所に入居中、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ① 入院などによる外泊の場合  
1ヶ月につき6日以内（連続して6泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院は、退院後再び施設に入居することができます。
- ② 上記期間を超える入院の場合  
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合  
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります  
この場合には、当事業所に再び優先的に入居することはできません。  
〈入院期間中の利用料金〉  
上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と居住費をご負担いただくものです。

負担限度額認定証をお持ちのご契約者様については、1回につき6日まで減免の対象となりますが、7日以降は第4段階の居住費をご負担いただきます。

(10) 円滑な退居のための援助

ご契約者が当事業所を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- |                               |
|-------------------------------|
| ① 適切な病院もしくは診療所、又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ② 居宅介護支援事業者の紹介                |
| ③ その他保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者の紹介 |

※ご契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

(11) 身元引受人（契約書第22条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いいたします。身元引受人は以下の内容について、当事業所にご協力いただきます。但し、入居契約締結時に身元引受人が定められない場合にあっても、本人の意思に従い入居契約を締結することは可能です。

- ① ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるようにご協力いただきます。
- ② ご契約者が入居契約を解約もしくは解除した場合、当事業所と連携してご契約者の状態等に見合った適切な受入れ先確保に努めていただきます。
- ③ ご契約者との入居契約が終了した場合、当事業所に残されたご契約者の所持品等をご契約者自身が引き取れない場合に引き取っていただきます。また、引き取りにかかる費用についてもご負担いただきます。
- ④ ご契約者に負担していただくサービス利用料金の支払いに関して、ご契約者本人による支払が困難な場合にもご負担いただきます。

(12) 非常災害対策

- ・ 非常災害に備え、防火管理規程に基づき、防災委員会を設置し防災計画に基づく訓練を定期的実施します。訓練は、日中及び夜間体制の避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・運搬訓練等を行います。
- ・ 消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。
- ・ 建物にはスプリンクラー及び防火シャッター、屋内外消火栓を設置しております。
- ・ 非常食は5日分を備蓄します。
- ・ 各設備等の定期的な保守点検の実施をします。(建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防用設備)
- ・ 施設にあるカーテン、暖簾、敷物類は防災加工を施しています。

(13) 守秘義務（契約書第8条参照）

サービスを提供する上で、知り得た契約者に関する情報は、理由なく第三者に漏らしません。但し、医療上緊急性がある時や円滑な退居のための援助を行う場合、スタッフ養成の介護実習や社会福祉の向上のための研究等の統計等に必要な場合、情報を提供する場合があります。その際事前に契約者やその家族の了解をいただきます。

(14) 苦情の受付について

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情解決責任者 施設長 望月真奈三
- ・ 苦情受付窓口（担当者） 廣瀬信也 平賀直子
- ・ 受付時間毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

当事業所では、苦情に対して真摯に傾聴しその内容を調査、速やかに対策を検討し、その結果を申立者に説明しご理解をいただくように努めます。また、第三者委員への申立や公共の苦情解決機関へ情報を提供します。

② 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 山梨県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理担当）  
住所：山梨県甲府市蓬沢1丁目15番地35号  
相談窓口専用電話：055-223-9201
- ・ 甲府市役所 介護保険課  
住所：山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号  
電話：055-237-5473

(15) 事故発生時の対応について（契約書第10条、11条、12条）

指定介護福祉施設サービスの提供により、ご契約者に事故が発生した場合、速やかに家族及び保険者に連絡するとともに、嘱託医に指示を仰ぐ等、必要な措置を講じます。その事故が、事業所の責により帰する場合は、賠償の責を負います。

(16) 災害発生時の対応について

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。

(17) 身体拘束について（契約書第7条参照）

身体拘束は、これを行いません。但し、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合のみ(下記の三要件を満たしている場合)身体拘束その他契約者の行動を制限することがあります。

- ① 契約者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替の看護・介護方法がない場合
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(18) 考えられるリスク

利用者様らしい生活を送っていただく中で、避けられない事故が発生する可能性があります。施設に入居しているからといって全て安全ということではありません。利用者様らしい生活の中で避けることが難しい「生活リスク」が存在することをご家族・施設で共有し、施設における事故を防止する努力を行います。

- ① 転倒による事故の可能性
- ② 無断外出による事故の可能性
- ③ 誤嚥による事故の可能性
- ④ その他利用者様の身体・精神状態による事故の可能性

(19) その他（高額介護サービス費）

第一段階のご契約者は 15,000 円を超えた部分、第二段階のご契約者は 15,000 円（個人）、24,600 円（世帯）を超えた部分、第三段階、第四段階のご契約者は 44,400 円を超えた部分が高額介護サービス費として払い戻し手続きがあります。お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

附則 平成30年3月31日施行

附則 令和3年6月1日施行

附則 令和6年8月1日施行

年 月 日

特別養護老人ホームいけだの里への入居にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉 (社福) やまなし勤労者福祉会

〈所在地〉 甲府市若松町6-35

〈事業所の名称〉 特別養護老人ホームいけだの里

〈事業所の所在地〉 甲府市下飯田1-2-17

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から特別養護老人ホームいけだの里についての重要事項の説明を受け同意しました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_